

# 5月は消費者月間です

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係 (☎内線440)

## 令和5年消費者月間統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術～デジタルで社会の進展と消費者の暮らし～」

**消費者月間とは** 昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。

社会のデジタル化が進み、多様なサービスが利用できるようになりました。インターネットを利用した消費の普及など、私たちの生活はより便利になり、楽しみ方の幅が広がっています。一方で、新たな消費者トラブルも発生しています。デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、あふれ出ている情報が確かなものか見極める力を身につけなくてははいけません。

## 被害が急増中! デジタル消費者トラブル

### ① 偽物の通販サイト

**【手口例】** ブランド品の大幅な値引きをうたう SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) やインターネット上の広告から偽サイトに誘導し、クレジットカード情報を詐取または、銀行口座への前払いや代金引換サービスなどで金銭をだまし取ります。



**【対処法】** 偽サイトには次のような共通する特徴があります。商品の注文前にしっかり確認しましょう。

- 販売価格が大幅に値引きされた広告 (例) 『通常 30 万円のブランドバックが今だけ5万円』 など
- 日本語の表記や文章表現がおかしい
- 支払い方法がクレジットカードのみ、銀行口座へ前払いのみなど、限定されている

### ② カード会社や宅配業者などをかたる偽ショートメッセージ

**【手口例】** 「カードが不正利用された」「電話料金が未納」「配達したが不在のため持ち帰った」などと実在する身近な事業者をかたるショートメッセージを送り、住所、氏名、パスワードや暗証番号、クレジットカード情報などの個人情報を盗み取ります。



**【対処法】** 事業者の多くは重要なお知らせや不在通知をショートメッセージで送信していません。記載された URL はすぐに開かず、ブックマークした正規の URL からアクセスすることを日ごろから習慣にしておきましょう。

## 困ったときは消費生活センターに相談してください。

消費生活センターでは、商品、サービスの契約をして事業者とトラブルになったなどの、消費生活全般に関する相談を受け付け、トラブル解決のサポートを行っています。

## 太宰府市消費生活センター

開催日 毎週月曜日～金曜日 (※祝日・年末年始を除く)

午前9時 30 分～午後4時 (正午から午後1時まででは昼休み)

場 所 市役所2階 消費生活相談室

予約不要・無料/電話での相談も受け付けています。(☎内線 348 まで)